

*譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。(2) 飼養施設の飼育可能頭数を超えないようにすること。また、多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。(3) 動物の飼養に関する近隣住民からの苦情又は新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに報告し、改善すべき点を確認された場合はセンターの指示に従い速やかに状況を改善すること。(4) センター及び他の譲渡ボランティアに関し、事実ではない誤情報を市民等に与える等、センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。(5) 成犬については譲渡を受けてから30日以内に、子犬については推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。既に当該犬が登録されている場合は、30日以内に所有者の変更を行うこと。譲渡動物についてはセンターでマイクロチップの装着を受け、環境大臣指定登録機関にマイクロチップ番号を登録すること。譲渡時に幼弱である等の理由でマイクロチップの装着を行うことができない場合には、譲渡後にセンター又は動物病院においてマイクロチップの装着を行うこと。(6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。(7) 第5条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第6条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。(8) 譲渡動物に関与する金銭を徴収する場合は、市民に十分に説明し、理解を得ること。(9) 前項の金銭の徴収において、譲渡事業を継続させるための費用を超えて過大な利益を得ないこと。(10) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。(11) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。(12) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。(13) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。
------	--